

障害福祉サービス事業所 管理者様

福祉部ユニバーサル推進課長

【就労系】新規指定申請に関する手続きについて

平素より本県の障害福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省からの「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」(令和7年11月28日 障障発 1128 第1号)を踏まえ、適切なサービス提供が可能な事業者であるかを総合的に審査する観点から、新規指定申請時における手続き方法を見直しすることとしました。つきましては、下記のとおり、新規指定申請時において事前ヒアリングを実施いたします。

記

【事前ヒアリングの実施】

- 開始日：令和8年11月1日指定希望分以降
- 実施方法：別添の事前ヒアリング様式を用いて、ユニバーサル推進課執務室にて対面で実施
※ 事前ヒアリング様式はメールで送付、又はヒアリング当日に持参
- 対応者：法人代表、管理者等
※ 行政書士やコンサル担当者等による単独での面談は認められません
- 予約方法：指定希望（事業開始予定）日の4ヶ月前から2ヶ月前までの間に、ユニバーサル推進課まで、電話またはメールにより日時を予約してください
（例：令和8年11月1日指定希望の場合
令和8年7月1日～令和8年8月31日までに事前ヒアリングを終了）
- 対象サービス：就労系サービス（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援）
- 注意事項
 - ・事前ヒアリングの結果、適切であると認められない場合は、追加のヒアリングを実施する場合や指定日の変更（延長）となる場合があります。
 - ・事業所の物件等の不動産等契約については、事前ヒアリングの内容により変更が生じる可能性があるため、契約前に事前ヒアリングを実施することを推奨します。

【変更前】

- ・指定希望日の前々月15日までに、指定申請書類を健康福祉事務所へ提出



【変更後】

- ・指定希望日の4ヶ月前から2ヶ月前までに、ユニバーサル推進課で事前ヒアリングを実施（適切であると認められることが必要）
- ・指定希望日の前々月15日までに、指定申請書類を健康福祉事務所へ提出

【お問い合わせ】

ユニバーサル推進課 障害者就労支援班
TEL：078-362-3261 高原、田口
Mail：universal@pref.hyogo.lg.jp